

第 1 編 序 論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

十島村では、平成16年度に策定した第4次十島村総合振興計画「ひとを大切にする」、「自然と共生する」、「ものを生み出す」、「みんなで創る」の4つの基本理念のもと総合的かつ計画的な村づくりのための基本方針を提示し、その推進に務めてきました。

しかし、10年前に比べ、本村の少子高齢化の進行や人口減少は更に進んでおり、これらは将来推計でも更に進むことが予測され、今後の島々の姿が危惧されます。

こうした中、十島村ではこれからの中10年間の村政の指針や施策を盛り込んだ『第5次総合振興計画』を策定し、変化する社会情勢を的確にとらえ、住民のニーズに沿った、新たな総合振興計画を策定し、計画的に村の発展に取り組まなければなりません。

第2節 計画の基本方針

次に掲げる方針に基づき総合振興計画を策定します。

1. 第4次総合振興計画に引き続き、第5次総合振興計画においても住民の意見が充分に反映された計画となるよう、行政と地域が一体となった住みやすい村づくりに努めます。
2. 少子高齢化の更なる進行、環境問題等、目まぐるしく変化する社会情勢に対応できる総合振興計画とし、既存資源の有効活用を図り、無駄を省いた健全な財政に努める計画を立てます。
3. 住民や出身者が「住みやすい、住み続けたい、また戻りたい」と、島を訪れる人々が「また来たい、住んでみたい」と思えるような村づくりに努めます。
4. 国・県等の計画と整合性を持たせます。

第3節 計画の構成等

1. 第5次総合振興計画では、基本構想・基本計画及び事業実施計画で構成されており、本計画は本村の最上位計画とし、第4次総合振興計画の取り組みを継承した計画となっております。

事業実施計画は、基本計画に基づき基本目標及び施策の大綱を体系的に示す村政の基本的な計画であり、事業実施計画の基礎となるものです。

事業実施計画は、基本計画に基づく基本的な施策を計画的かつ効率的に実施するため必要な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う村政の具体的な計画で毎年度の予算編成の指針となるものです。

2. 目標年度

基本構想の目標年度は、平成35年度（2024年度）とします。

3. 計画期間

基本計画（前期）の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、基本計画（後期）の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。